



三重県公報

令和8年1月27日 (火)

第 688 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
3	三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(住 宅 政 策 課)	2
告 示			
44	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	3
45	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
46	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	4
47	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	4
48	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
49	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	5
50	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福 祉 課)	5
51	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
52	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	5
53	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
54	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による一般相談支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	7
55	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	7
56	土砂災害警戒区域の指定	(防 災 砂 防 課)	7
57	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	8
58	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(同)	9
選 管 告 示			
4	公職選挙法第161条第1項第3号の施設を指定した旨及び同号の施設の指定を取り消した旨の報告	(選挙管理委員会)	10
5	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	10
公 告			
農業用ため池の管理及び保全に関する法律第11条第1項の規定に基づく公告		(農地調整課)	10
建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧		(建築開発課)	12

規則

三

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年1月27日

三 重 県 知 事

一

見

勝

之

三重県規則第三号

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県営住宅条例施行規則(平成九年三重県規則第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

区分	名 称	位 置
一	川成団地	桑名市
二	森忠団地	桑名市
三	豊田一色団地	三重郡川越町
四	大羽根団地	三重郡菰野町
五	泊山団地	四日市市
六	高花平団地	四日市市
七	垂川団地	四日市市
八	垂川第一団地	四日市市
九	河原田団地	四日市市
一〇	あこず団地	四日市市
一一	高見ヒルズ	四日市市
一二	十宮団地	鈴鹿市
一三	桜島団地	鈴鹿市
一四	高岡山杜の郷	鈴鹿市
一五	鹿島団地	龜山市
一六	千里団地	津市
一七	サンシャイン千里	津市
一八	二身田団地	津市
一九	江戸橋団地	津市
二〇	島崎団地	津市
二一	ハールハイツ西丸之内	津市
二二	船頭町団地	津市
二三	神戸団地	津市
二四	結城団地	津市
二五	自塚団地	津市
二六	ミレニ北口	津市
二七	野村団地	津市
二八	新町団地	津市
二九	エスペラント未広	松阪市
三〇	宝塚団地	松阪市
三一	上川団地	松阪市
三二	上川第一団地	松阪市
三三	粥田団地	松阪市
三四	大黒田団地	松阪市
三五	和屋団地	松阪市

三六	反田団地	松阪市
三七	辻久留団地	伊勢市
三八	清水谷団地	伊勢市
三九	旭団地	伊勢市
四〇	城田団地	伊勢市
四一	西豊浜団地	伊勢市
四二	五十鈴川団地	伊勢市
四三	豊神団地	鳥羽市
四五	安楽島団地	鳥羽市
四六	清水ヶ谷団地	伊賀市
四七	依那具団地	伊賀市
四八	荒木団地	伊賀市
四九	木根団地	伊賀市
五〇	カーサ上野	伊賀市
五一	藏持団地	名張市
五二	堀ノ内団地	尾鷲市
五三	古江団地	尾鷲市
五四	泉団地	尾鷲市
五五	井戸団地	熊野市
五六	井土団地	熊野市
五七	久生屋団地	熊野市
五八	オレンジハイツ御浜	南牟婁郡御浜町

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和8年1月27日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
四日市はぎのや歯科・矯正歯科・口腔機能クリニック	四日市市城西町660番1	令和8年1月1日
杉原歯科	伊勢市馬瀬町352番地2	令和7年12月1日
あゆみ調剤薬局沖の島店	四日市市沖の島町3-18	令和7年12月1日
つばめ薬局	津市野田779番1	令和7年12月15日
手裏剣薬局	伊賀市上野魚町2859-2	令和8年1月1日
矢の五薬局 希央台店	名張市希央台5番町19	令和7年12月1日
さつき薬局 三重名張店	名張市東町1911-2 グレイスコート1階	令和7年12月1日
看護クラーク津	津市八幡町津249-1	令和7年11月1日
ほたる訪問看護ステーション	員弁郡東員町穴太1316-1	令和7年12月1日

三重県告示第45号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 1 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
岡田医院	桑名市野田 3-8-4	令和 7 年 11 月 13 日
オー、デンタルクリニック鈴鹿	鈴鹿市庄野羽山 4 丁目 1 番 2 号イオンモール鈴鹿 2F	令和 7 年 11 月 29 日
ナカハマデンタル	津市久居野村町 516-6	令和 7 年 11 月 30 日
杉原歯科	伊勢市馬瀬町 352-2	令和 7 年 11 月 30 日
あゆみ調剤薬局沖の島店	四日市市沖の島町 3-5	令和 7 年 11 月 30 日
つばめ薬局	津市野田字鎌切 778 番 1	令和 7 年 12 月 14 日
さつき薬局 三重名張店	名張市東町 1911-2 グレイスコート 1 階	令和 7 年 11 月 30 日
矢の五薬局希央台店	名張市希央台 5 番町 19	令和 7 年 11 月 30 日

三重県告示第 46 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 8 年 1 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
山崎 龍也	やまざき接骨院	桑名市外堀 122-2	令和 7 年 11 月 17 日

三重県告示第 47 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 1 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
四日市はぎのや歯科・矯正歯科・口腔機能クリニック	四日市市城西町 660 番 1	令和 8 年 1 月 1 日
杉原歯科	伊勢市馬瀬町 352 番地 2	令和 7 年 12 月 1 日
あゆみ調剤薬局沖の島店	四日市市沖の島町 3-18	令和 7 年 12 月 1 日
つばめ薬局	津市野田 779 番 1	令和 7 年 12 月 15 日
手裏剣薬局	伊賀市上野魚町 2859-2	令和 8 年 1 月 1 日
矢の五薬局 希央台店	名張市希央台 5 番町 19	令和 7 年 12 月 1 日
さつき薬局 三重名張店	名張市東町 1911-2 グレイスコート 1 階	令和 7 年 12 月 1 日
看護クラーク津	津市八幡町津 249-1	令和 7 年 11 月 1 日
ほたる訪問看護ステーション	員弁郡東員町穴太 1316-1	令和 7 年 12 月 1 日

三重県告示第 48 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 1 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
岡田医院	桑名市野田 3-8-4	令和 7 年 11 月 13 日

オ一、デンタルクリニック鈴鹿	鈴鹿市庄野羽山4丁目1番2号イオンモール鈴鹿 2F	令和7年11月29日
ナカハマデンタル	津市久居野村町516-6	令和7年11月30日
杉原歯科	伊勢市馬瀬町352-2	令和7年11月30日
あゆみ調剤薬局沖の島店	四日市市沖の島町3-5	令和7年11月30日
つばめ薬局	津市野田字鎌切778番1	令和7年12月14日
さつき薬局 三重名張店	名張市東町1911-2 グレイスコート1階	令和7年11月30日
矢の五薬局希央台店	名張市希央台5番町19	令和7年11月30日

三重県告示第49号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和8年1月27日

三重県知事一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
山崎 龍也	やまざき接骨院	桑名市外堀122-2	令和7年11月17日

三重県告示第50号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和8年1月27日

三重県知事一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450300880	合同会社星空	三重県四日市市貝家町162番地4	放課後等デイサービス ほしざら	鈴鹿市自由ヶ丘2丁目3-2	放課後等デイサービス	令和8年1月1日
2450800459	医療法人海野内科	三重県伊勢市浦口二丁目2番13号	児童発達支援 いろどり、放課後等デイサービス いろどり	伊勢市常盤二丁目6番21号	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和8年1月1日
2450700527	株式会社咲弥	大阪府堺市堺区車之町西一丁1番26号	児童発達支援・放課後デイサービス さくら	松阪市西町281-1	保育所等訪問支援	令和8年1月1日
2450800038	特定非営利活動法人南勢子どもの発達支援センターえがお	三重県伊勢市神田久志本町1718番地16	子どもの発達支援事業所えがお	伊勢市神田久志本町1718番地16	保育所等訪問支援	令和8年1月1日

三重県告示第51号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和8年1月27日

三重県知事一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450501081	合同会社おうぱいとうり	三重県津市久居幸町1104番地	チルドレンハウス ひびうた	津市久居新町767-12	放課後等デイサービス	令和7年12月31日

三重県告示第52号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規

定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和8年1月27日

三重県知事一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410101410	はる株式会社	三重県桑名市大山田五丁目8番地9	重度訪問介護縁	桑名市大山田五丁目8番地9	重度訪問介護	令和8年1月1日
2412220317	特定非営利活動法人リユース	三重県四日市市八田一丁目8番20号	ルバート	四日市市八田一丁目8番20号	居宅介護	令和8年1月1日
2410202812	合同会社あじさい	三重県四日市市阿倉川町4番3号	訪問介護あじさい	四日市市阿倉川町4番3号	居宅介護	令和8年1月1日
2410503912	株式会社ビッグバーン	三重県津市久居北口町533番地の6	ヘルパーステーションあんしん	津市庄田町3561-1	居宅介護	令和8年1月1日
2411300862	株式会社A D V A N C E F R E E	京都府京都市伏見区東大文字町1066番地7	ヘルパーステーションそよ風	名張市夏見2859-1 マグライフルD	居宅介護、重度訪問介護	令和8年1月1日
2410201475	株式会社ティーダ	三重県四日市市水沢町881番地1	居宅介護ティーダアパラギ	四日市市桜台本町62番地	同行援護	令和8年1月1日
2410503607	合同会社レインボー	三重県津市美杉町八知1430番地	ヘルパーステーションレインボー	津市美杉町八知1430番地	同行援護	令和8年1月1日
2410800391	株式会社エムケイ・コーポレーション	三重県伊勢市小俣町湯田44番地	ポピー・ヘルバーステーション小俣	伊勢市小俣町湯田44番地	同行援護	令和8年1月1日
2410201426	特定非営利活動法人ユニバーサル就労センター	三重県四日市市諏訪栄町3番4号	つながり	四日市市諏訪栄町3-4	自立訓練(生活訓練)	令和8年1月1日
2410501130	有限会社ファミリー	三重県津市久居中町134番地46	共生型生活介護ほほえみてらす	津市久居中町134番地46	生活介護(共生型)	令和8年1月1日
2410202788	株式会社トレイディア	三重県四日市市東新町4番26号	就労継続支援B型事業所健康優良の家	四日市市赤堀2丁目5の31	就労継続支援B型	令和8年1月1日
2410503904	株式会社スタッフ・インターナショナル	三重県津市新町二丁目10番52号	LET IT B a k e r y	津市西丸之内10-1	就労継続支援B型	令和8年1月1日
2420101004	福音宣教教会	愛知県名古屋市中区栄五丁目23番8号	グループホームいやしの庭	桑名市長島町福吉167番地	共同生活援助	令和8年1月1日

三重県告示第53号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和8年1月27日

三重県知事一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410201574	株式会社F L A T	三重県四日市市下海老町桜谷383番地17	訪問介護事業所リープ	四日市市笛川3丁目76-1	居宅介護	令和7年12月31日
2412810026	社会福祉法人度会町社会福祉協議会	三重県度会郡度会町棚橋字新出1202番地	度会町指定生活介護事業所	度会郡度会町棚橋1202番地	生活介護	令和7年12月31日

2410800359	社会福祉法人四季の里	三重県四日市市西日野町 2806 番地 1	はじまり作業所	伊勢市二俣 1 丁目 1-22 伊勢二俣ビル 2、3 隅	就労移行支援	令和 8 年 1 月 31 日
2410800995	社会福祉法人四季の里	三重県四日市市西日野町 2806 番地 1	ひのき作業所	伊勢市円座町 264-1	就労継続支援 B 型	令和 8 年 1 月 31 日

三重県告示第 54 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 2 項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2432900484	志摩広域行政組合	三重県志摩市阿児町神明 1537 番地 1	志摩福祉センター障がい者相談支援事業所	志摩市阿児町神明 1539 番地 4	地域移行支援、地域定着支援	令和 7 年 12 月 31 日

三重県告示第 55 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定に基づき、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がされたので、同条第 9 項の規定により公示する。

令和 8 年 1 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 15 年 6 月 18 日 第 17 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
三重北農業協同組合	代表理事組合長 生川 秀治	三重県四日市市鵜の森一丁目 5 番 19 号

3 変更内容

農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
杉山 輝	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆	K242022617

三重県告示第 56 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 8 年 1 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中出	度会郡大紀町船木 (詳細は次の図のとおり)	土石流
野原 1	度会郡大紀町野原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
野原 2	度会郡大紀町野原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
野原 4	度会郡大紀町野原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
野原 5	度会郡大紀町野原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
野添	度会郡大紀町野添 (詳細は次の図のとおり)	土石流
黒坂 2	度会郡大紀町野原	土石流

	(詳細は次の図のとおり)	
古里 2	度会郡大紀町永会 (詳細は次の図のとおり)	土石流
古里 3	度会郡大紀町永会 (詳細は次の図のとおり)	土石流
金輪 4	度会郡大紀町永会 (詳細は次の図のとおり)	土石流
小平谷 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流
農ラ谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 57 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 8 年 1 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
船木 6	度会郡大紀町船木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木屋 4	度会郡大紀町永会 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三ヶ野 7	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
米ヶ谷 13	度会郡大紀町米ヶ谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梅ヶ谷本郷 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梅ヶ谷本郷 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏野 4	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小平谷 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
胡桃	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
三瀬川	度会郡大紀町三瀬川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
打見 1	度会郡大紀町打見 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
打見 2	度会郡大紀町打見 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
打見 3	度会郡大紀町打見 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
野原 3	度会郡大紀町野原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
黒坂 3	度会郡大紀町野原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
黒坂 4	度会郡大紀町野原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

黒坂 5	度会郡大紀町野原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
神原 2	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
神原 3	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
古里 1	度会郡大紀町永会 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
金輪 2	度会郡大紀町永会 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
金輪 3	度会郡大紀町永会 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大原野 2	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大原野 3	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
笠木 1	度会郡大紀町笠木 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
笠木 2	度会郡大紀町笠木 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大平 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
梅ヶ谷 3	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 58 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 8 年 1 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
小平谷 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 30 年 3 月 2 日
小平谷 3	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 30 年 3 月 2 日
農ラ谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 30 年 3 月 2 日
柏野 4	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 30 年 3 月 2 日
小平谷 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 30 年 3 月 2 日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。)

選管告示

三重県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の施設を指定した旨及び同号の施設の指定を取り消した旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

令和8年1月27日

三重県選挙管理委員会委員長 長尾英介

1 指定

選挙管理委員会名	施設名	所在地	指定年月日
大台町選挙管理委員会	明豆集会所	多気郡大台町明豆348番地2	令和7年12月17日

2 取消

選挙管理委員会名	施設名	所在地	取消年月日
大台町選挙管理委員会	大台町領内地域防災コミ ュニティーセンター	多気郡大台町小滝173番地1	令和7年12月17日

三重県選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和8年1月27日

三重県選挙管理委員会委員長 長尾英介

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成13年三重県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
市町村名 (略)	施設 (略)	所在地 (略)	市町村名 (略)	施設 (略)	所在地 (略)
大台町	上楠コミュニティーセンター	多気郡大台町上楠241番地7	大台町	大台町領内地域防災コミュニティーセンター	多気郡大台町小滝173番地1
大台町	明豆集会所	多気郡大台町明豆348番地2	大台町	上楠コミュニティーセンター	多気郡大台町上楠241番地7
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第11条第1項第2号に掲げる者（以下「所有者等」という。）の全てを確知することができないため、同項後段の規定により、次のとおり公告します。

令和8年1月27日

三重県知事 一見勝之

1 講ずべき措置の内容とその理由

駒ヶ谷溜池（三重県桑名市大字上深谷部字駒ヶ谷 1575 ほか（別記及び図面で示す範囲））について次の措置を行ってください。

(1) 講ずべき措置

地震及び豪雨に対する脆弱性を改善する防災工事

(2) 理由

当該特定農業用ため池から農業用水を安定的に供給するとともに、当該特定農業用ため池の決壊等による周辺地域への被害を防止するため。

(3) 着手期限 令和 8 年 4 月 27 日

(4) 履行期限 令和 13 年 3 月 31 日

2 三重県知事による措置等

所有者等が 1 (3) の着手期限又は 1 (4) の履行期限までに 1 (1) の措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないときは、三重県知事が自ら当該防災工事を施行することができます。その場合、当該防災工事の施工に要した費用を所有者等から徴収することができます。

3 問い合わせ先

三重県農林水産部農地調整課用地班

電話 059-224-2549

三重県桑名農政事務所農村基盤室農村計画課

電話 0594-24-3826

(別記)

三重県桑名市大字上深谷部字駒ヶ谷 1575

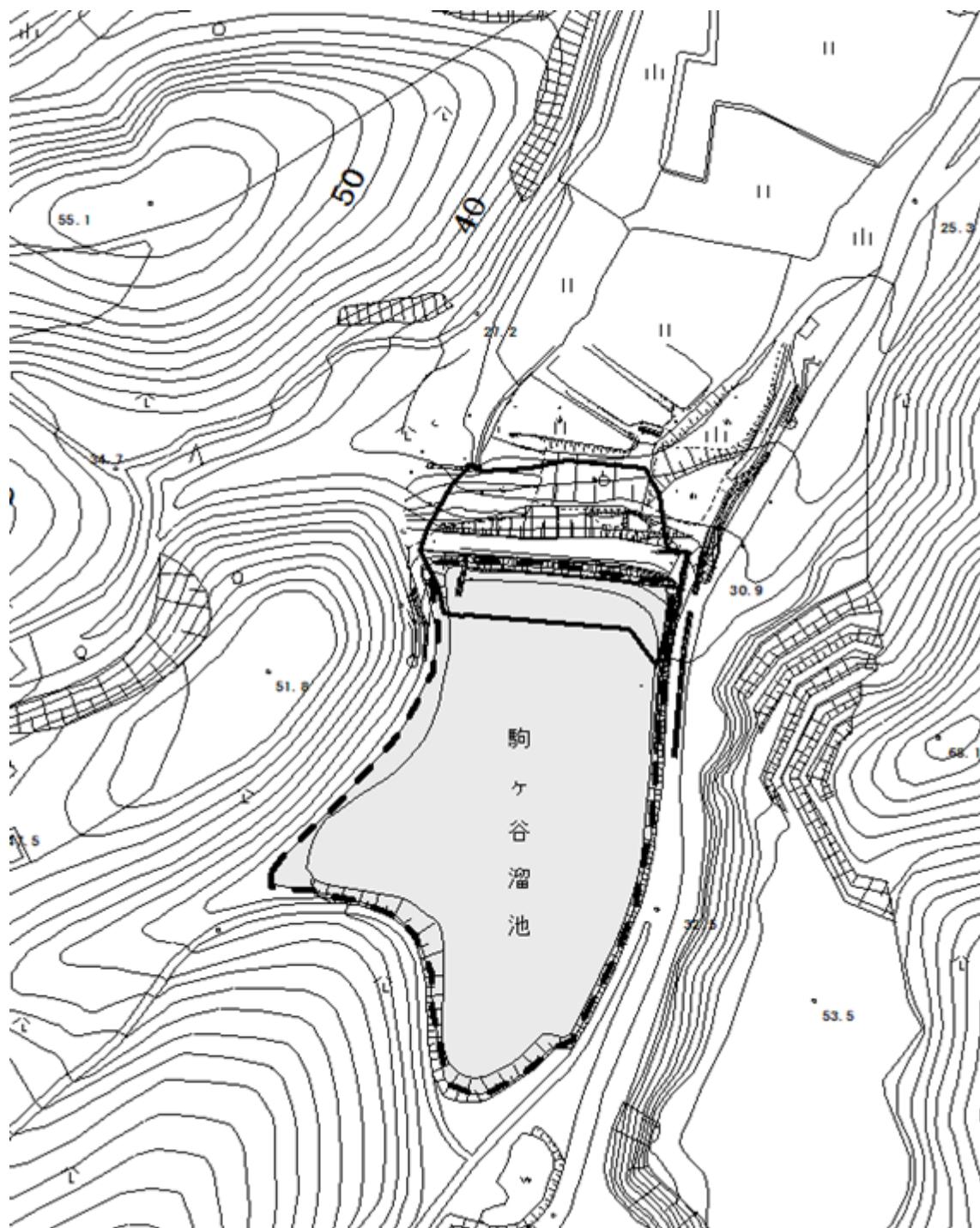
〃	1519-2
〃	1520-1
〃	1520-2
〃	1522-1
〃	1522-2
〃	1523-3
〃	1523-4
〃	1524-2
〃	1524-1

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。



建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県四日市建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 8 年 1 月 27 日

三重県知事 一見 勝 之

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令 和 8 年 1 月 14 日	株式会社メッツ 代表取締役 中村 勝	三重県三重郡菰野町大字 宿野 917-1	三重郡菰野町大字潤 田字中島 559-6 ほか 1 筆	A	6.0	25.3

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
